

事務所だより3月

2023(R5)

Vo.156

I 企業年金の運用に企業責任義務化へ!?

新政府は、企業等に蓄積された325兆円の現預金を、人・スタートアップ・GX・DXといった重要分野への投資につなげ、成長を後押しするとともに、家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要であるとして、「資産所得倍増プラン」を掲げました。このプランの柱の1つである「企業による雇用者への資産形成の強化」についてご紹介します。

◆企業に課されることは?

「企業による雇用者への資産形成の強化」において、企業は、従業員の資産形成に関するアドバイスや、所得水準の上昇を担う他、中小企業においては、職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金(DC)、iDeCoの広がる取組みを行うことが求められます。「資産所得倍増プラン」に関連して、金融庁は、今後、企業年金の運用について、企業自身も責任を負うように法律で義務付けていくとしています。これは、企業型DCについて運用されない資産放置が約2,600億円あったり、確定給付企業年金(DB)では知識のない担当者が金融機関に任せきりで運用戦略がなかったり等、企業年金の運用に問題があるためです。2023年の通常国会で金融サービス提供法などの改正を目指すとしており、今後、企業にどのようなことが課せられるのか、法改正を含めて動向を追う必要があります。

【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001020919.pdf>

II 業務改善助成金(通常コース) 拡充へ

事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組み支援として「業務改善助成金」制度が設けられています。この制度がより利用しやすくなるよう、「業務改善助成金(通常コース)」において、内容が拡充されました。その内容についてご紹介します。

◆「業務改善助成金(通常コース)」拡充内容は?

「業務改善助成金(通常コース)」では、生産性向上のための機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練の実施等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。今回の拡充により、助成上限額は最大90万円引き上げられる他、事業場規模を100人以下とする要件が廃止になります。また、助成対象経費の拡充として①新型コロナウイルス感染症の影響により売上高や生産量等が一定額減少した事業者②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、利益率が一定率低下した事業者は、特例事業者として生産性向上に必要な設備投資等を行う取り組みに関連する費用(事務機器の拡大や机・椅子の増設等の関連する経費)についても新たに助成対象となります。厚生労働省が開設した「賃金引上げ特設ページ」からも「業務改善助成金」を含む情報を得ることができますのでご確認ください。

【賃金引上げ特設ページ】

https://pc.saiteichingin.info/chingin/?gclid=EAIaIQobChMIk_X3ouzz_AIVB1ZgCh2W2Af1EAAAYASAAEgKM8vD_BwE

連載コラムNo. 28

知っておきたい「退職」のこと

労働契約の終了とは労働者が何らかの形で会社を辞め、雇用関係が消滅することです。終了の形には大きく分けて「任意退職」と「自動終了」の2つに分かれます。それぞれ、気を付けておきたいことについて、確認していきましょう。

◆気を付けておきたい退職のこと

「任意退職」は従業員からの申出によって労働契約を終了することです。労働基準法には退職についての規定がない為、月給制の従業員である場合、民法の規定により、申し入れて2週間経過すれば、会社からの承諾が無くても退職ができます(民法第627条第1項)。また、「自動終了」には①従業員がその年齢になると自動的に退職する「定年」②休職期間の満了③労働契約期間の満了等があります。②休職期間の満了では、業務とは関係のない病気等で一定期間休職をする際、就業規則等に「休職期間が満了しても復職できない場合は退職とする」旨を記載した場合に退職扱いできることもありますが、慎重に判断する必要があります。③労働契約期間の満了では、有期労働契約で「3回以上契約を更新」または「1年を超えて継続勤務している」従業員には、更新しない場合は30日前までにはその旨を予告しなくてはなりません。これまで契約が反復更新されている際には実質的には「期間の定めのない契約」とみなされる場合があり、客観的・合理的な理由のない雇止めは認められないので注意が必要です。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

